

伺 い ・ 供 覧	課長	事務代理	専門監 理代理	課員	担当

廃班

5.の発見時刻の10月18日。

不適正保管廃棄物の土地所有者による処理について

1 要旨

によりコンクリートガラ等が不適正保管されていた土地を購入した現土地所有者が、自ら当該コンクリートガラを破碎し、自己所有地の造成に使用することについて、東部健康福祉センターからその可否について協議があったものである。

2 不適正保管の概要

行為者	
発生場所	熱海市伊豆山字赤井谷
土地の所有者	
発見日時	平成21年5月12日
廃棄物の種類	がれき類
廃棄物の量	約3000m ³ (当該がれき類 929.3 m ³)

未確定

3 廃棄物の処理及び処理後物の取扱いについて

(1) 廃棄物の処理について

課題	
検討	

(2) 処理後物の取扱いについて

課題	
検討	

4 東部健康福祉センターの意見 別添のとおり。

5 廃棄物リサイクル課の意見 (案)